

△自然科学は論理と実証▽

論理に矛盾をきたす仮説は採用されない—命題となりえない

実証や検証できない説はあくまでも仮説に過ぎず—各仮説間に優劣はない

- 一 異国の見聞記録としてはよい出来である。外国人として注目すべき点によく気づきながらなされており、興味深い記録となっている。帯方郡勤務の複数の役人からなる複数の記録を陳寿が比較し分野別に編集したものとされる。倭人からの伝聞をまとめたものではない。
- 二 文章には明らかな誤字があるし、固有名詞も古代中国人の倭人からの聞き取りによるものなので、現代日本語との音韻の差異は大きいと考えたほうがよい。中国人が日本人の発音を漢字に書き取ったものなので、日本人がライスと書いてしまふと米との区別ができないようなことが当然生じる。音韻の議論は可能性の議論であり、推論、即ちあくまでも仮説段階に留まり証拠とはなりえない。即ち、邪馬臺國と邪馬壹國との差異は本質的な問題とはなり得ず、種々の議論は仮説の範囲内に留まる。また、万葉時代の仮名づかいとしての甲類乙類の差異についての議論もあるが、多くの渡来人が存在する万葉期の日本人の発音を日本人が漢字に書き取る作業とは異なるので、倭人伝において議論すべき問題ではない。
- 三 銅鏡についても、魏の資料として、卑弥呼に与えた鏡の型式が記録されていない限り、すべての議論は可能性・仮説の範囲に留まり実証には至らない。
- 四 一見 大人しく道徳的である。酒が好きだ。敬うのに素手を打つ。膝まづいて拜む。婦人は淫らならず等々、現代でも初来日の外国人が日本にきて感じる点で異国人の日本見聞記として普遍性がある。
- 五 鯨面、文身、断髪、腰巻き、貫頭衣など種々の南方系の文化・風習や南方系の植相から邪馬台國の領域としては奈良盆地が極限と思われる。極限地域での見聞記としては、例えば、京都の発掘において冷温帯夏緑広葉樹林である橡の実と暖温帯照葉樹林の椎の実の混合物があるように、植相としても橡の存在があり、記述されているべきである。
- 六 距離表示として、帯方郡から不弥国までは里数表示、その後、投馬国、邪馬台國までは日数表示なので、この二者は記録者も時期も異なるものである。また、前者においても渡ると度の表記の差異など、複数者の記録を採用しているものと思われる。方向は不正確であるが、距離としては、短里計算であれば、概ねあてはまる。
- 七 文字のない時代、正確な戸数を計り記録することは不可能。記録者は標本法によったものと思われる。一見した時の概数であれば当然誤差は大きい。人口記録ができた奈良時代の水田と人口統計と比較すれば、戸数が人口にほぼ相当すると考えたと妥当である。戸数からは三種類のグループ標本に分かれる。地域集落程度の第一グループ、平野部全体にわたる国規模の第二グループ、複数の国の連合地域からなる第三グループ。奴国、投馬国、邪馬台國は第三種の国であり、その規模は戸数に従う。即ち、邪馬台國が最大、第二は投馬国、第三が奴国、この規模感から各国を比定すべきである。また、狗奴国が係争を続けるためには邪馬台國と同程度の規模を必要とする。これらの国すべてを九州地域に内包させるのは物理的に無理である。
- 八 (其の道里を計るに……)の一文の挿入位置は唐突であり不自然。邪馬台國の位置としての積み上げ方式の論理になっておらず始めに結論ありきという文体で編集位置として不適切。戦略的目標地、即ち「ンセプト」のスタイルになっている。このため、投馬国、邪馬台國の方向が東から南に変えさせられたとい

う論理には妥当性が高い。この変更は一貫性が認められトップダウンとしての帯方郡の初代太守劉夏が行ったものである。その理由は、遠交近攻の策として、邪馬台国の位置を呉の東に置けば、報告の有用性を高めるので、魏の天子に対して帯方郡太守の位置づけの重要性をアピールできるから。魏帝は大変喜び、その結果として難升米は望外の賜物を得た。共に九州地区にあり距離を長い方向に改変するという手段もあり得るが、奴国、投馬国、邪馬台国、狗奴国と四つの地域連合国を九州内に納めるのは考古学的には無理。邪馬台国の位置、すなわち、倭国の位置を定めたのは、三国志が始めであり、その他の史書は全て三国志からの引用であるので、後世にわたって日本の位置は誤解されてきた。

九 記録には古墳に関する記述が認められておらず、邪馬台国までの道里には古墳は存在しなかったものといえる。もし在れば、特徴的な建造物なので必ず報告されていたはず。また、卑弥呼の墓は冢と呼称されるべき構造とサイズ。ちようど、楯築墳丘墓程度に相当する。ちなみに、奈良盆地には西暦二二〇年頃、既に初期の古墳が作られていた。箸墓古墳は最近になり西暦二五〇年頃に築造されたとされるが、明らかに古墳規模であり、墳丘墓、即ち卑弥呼の墓とは云えない。

十 女王国より西地区の輸出入検査と内務の取り締まり役人を一大率として伊都国に置く。各国に交易のための市の取り締まりとして大倭を置く。共に中国には無い官名。大率は後の大宰府か？、大倭は後の古事記の人名、や畿内の地名と共通の漢字、漢字の意味が分かる倭人が作字したとしか思えない。

十一 瀬戸内海特有の多島美や瀬戸・灘の差異、あるいは松林など外国人の目を引くような事物の記述がないことより、邪馬台国への船旅は日本海側を廻ったものである。出雲地方の投馬国へ水行二十日、さらに米子の妻木晚田へ水行十日、中国山地を南下一月陸行して邪馬台国へ

十二 △私見▽投馬国は出雲地方の連合国家群、邪馬台国は播磨、吉備、讃岐、徳島あたりの連合国家群、吉備、播磨のあたりに女王国があり、その周辺に邪馬台国以東の小国が散在する。徳島に丹を産出する鉱山がある。狗奴国は奈良盆地、大阪平野、若狭など琵琶湖周辺、越地方、濃尾平野あたりの連合国家群で、男子を王として共立し、銅鐸を巨大化する文化ではなかるうか、特に、奈良盆地では古墳築造が他に先駆けて行われた。十三 邪馬台国の時代は、鯨面、文身、断髪、腰巻き、貫頭衣と広義の倭人の習俗で巫女の共立という母系的文化で、大和朝廷の時代とは明確なギャップがある。即ち大和時代では、鯨面は刑罰が侮蔑の対象となり、中国の白粉塗布の文化が主流となっている。断髪も廃れ、夫余や高句麗などモンゴル・ツングース系のみずらの文化が主流になっている。言葉も子音が甲種乙種の区別がなされるなど北方系言語の特徴が加わり、明らかに渡来人の影響が強くなっている。

参考資料

- 中国正史倭人倭国伝全訳 鳥越憲三郎 二〇〇四年六月 中央公論新社 序説倭人についての章は素晴らしい
改訂版邪馬台国事典 武光誠・山岸良二 一九九八年十月 同成社
三国志がみた倭人たち 設楽博己編集 二〇〇一年四月 山川出版社 魏志倭人伝の考古学
謎につつまれた邪馬台国 直木孝次郎編集 二〇〇三年四月 作品社 これも考古学が主体
ここに古代王朝ありき―邪馬一国の考古学―古田武彦 二〇一〇年九月 ミネルヴァ書房 考古学全体を俯瞰
岩波新書邪馬台国論争 佐伯有清 二〇〇六年一月 岩波書店 長く不毛な論争の要約版

三国志 魏志三十卷烏丸鮮卑東夷伝 倭人の条 編者 晋の陳寿

第一部 倭の地理的記述

(A) 倭人在帶方東南大海之中、依山島為國邑。旧百余國、漢時有朝見者、今使訳所通三十國。從郡至倭、循海岸水行、歷韓國、乍南乍東、到其北岸狗邪韓國、七千余里、

倭人は帶方の東南大海の中に在り、山島に依りて國邑を為す。旧百余國。漢の時、朝見する者有り。今、使訳通する所三十國。郡從り倭に至るには、海岸に循つて水行し、韓國を歴て、作いは、南し作いは東し、其の北岸狗邪韓國に至る七千余里。

① 陳寿(蜀の觀閣令史、蜀滅亡後西晋著作郎となる)倭(洛陽古音で WA より古くは越と同音 WO) ② 帶方郡(現在のソウルのやや北、西曆二〇四年公孫氏が高句麗を討ちつけた。後西曆二二七年、魏が公孫氏を討ち魏が所管、これに應じて卑弥呼が使者を送る) ③ 使訳通する所(通訳可能な範圍) ④ 郡從り(帶方郡から) ⑤ 狗邪韓國(弁辰狗邪國、金官國、駕洛國、南加羅、新羅に被併合後日本各地に移住、現在の金海地域) ⑥ 對馬海峡を渡る

(B) 始めて一海を度ること千余里 對馬國に至る。其の大官を卑狗と曰い、副を卑奴母離と曰う。居る所絶島にして、方四百余里ばかり。土地は險しく深林多く、道路は禽鹿の径の如し。千余戸有り。良田無く、海物を食いて自活し、船に乘りて南北に市糴。又、南に一海を渡ること千余里、名つけて翰海と曰う。一大國に至る。官は亦卑狗と曰い、副を卑奴母離と曰う。方三百里ばかり。竹林叢林多く、三千ばかりの家有り、差田地有り、田を耕せど猶、食足らず、亦南北に市糴す。

① 對馬(洛陽古音で TWEIMA←朝鮮古語、TUSEMI=島、西海岸三根灣に遺跡多し) ② 里(短里七十五m) 長里四三五m ③ 翰海(かんかい、玄海のこと) ④ 一大國(大は支の誤記とされ、舌岐) ⑤ 卑狗(ヒコ) 日子、男子の尊称、古代首長の称号、彦一別、大和朝廷以降、一臣、かばね制度以降、⑥ 卑奴母離(ヒナモリ) 夷守、九州の要地、對馬、一大、奴、不弥に置かれた副官、對外敵、治安の官、⑦ 糴(交易) により米を買つ、

北九州から邪馬台国まで 又渡一海、千余里至末盧國、有四千余戸、

(C) 浜山海居、草木茂盛、行不見前人。好捕魚鰓、水無深淺、皆沈没取之。東南陸行五百里、到伊都國、官曰爾支、副曰泄謨、柄渠。有千余戸、世有王、皆統屬女王國、郡使往来常所駐。東南至奴國百里、官曰兜馬、副曰卑奴母離、有二万余戸。東行至不弥國百里、官曰多模、副曰卑奴母離、有千余家。南至投馬國、水行二十日、官曰弥弥、副曰弥弥那利、可五万余戸。南至邪馬卷國、女王之所都、水行十日、陸行一月。官有伊支馬、次曰弥馬升、次曰弥馬獲支、次曰奴佳觀、可七万余戸。自女王國以北、其戸数道里可得略載、其余旁國遠絶、不可得詳。

又一海を渡ること千余里、未盧国に至る。四千余戸有り。山海に沿いて居る。草木茂盛して行くに前人を見ず。好んで魚鮪を捕らうるに、水深と無く、皆沈没して之を取る。東南のかた陸行五百里にして、伊都国に到る。官を爾支と曰い、副を泄護觚・柄渠觚と曰う。千余戸有り。世王有るも皆女王国に統属す。郡が往来して常に駐る所なり。東南のかた奴国に至ること百里。官を兜馬觚と曰い、副を卑奴母離と曰う。二万余戸有り。東行して不彌国に至ること百里。官を多模と曰い、副を卑奴母離と曰う。千余の家有り。南のかた投馬国に至る。水行二十日。官を彌彌と曰い、副を彌彌那利と曰う。五万余戸ばかり有り。南、邪馬壹国△邪馬台国▽に至る。女王の都する所なり。水行十日、陸行一月。官に伊支馬有り。次を彌馬升と曰い、次を彌馬獲支と曰い、次を奴佳觀と曰う。七万余戸ばかり有り。女王国より以北は其の戸数・道里は得て略載すべきも、其の余の旁国は遠絶にして得て詳らかにすべからず。

①未盧国(松浦郡唐津 宇木汲田遺跡) ②茂盛(ぼうせい) ③伊都国(前原市糸島半島 周船寺または今宿 西暦一〇七年倭国王師升後漢に入貢する) ④爾支(にぎま) ⑤泄護觚・柄渠觚(しまこ・ひこ) ⑥奴国(那珂郡 那の津 博多湾沿岸の交通の要地 西暦五七年後漢に入貢し光武帝より金印を賜う) ⑦兜馬觚(しまこ) ⑧不彌国(ふみ糟屋郡宇美町 筑前穂波飯塚市) ⑨多模(たま族長の尊称) ⑩投馬国(とうま、肥後詫麻玉名、八女市、日向都万、薩摩、周防佐婆、備後鞆、岡山玉野、讃岐詫間、但馬、出雲など未定 投馬国は女王国より北又は西にある) ⑪彌彌・彌彌那利(みみ・みみなり族長副長の尊称耳垂か?) ⑫邪馬壹国(壹国いこく・いちこく) 邪馬壹国(台国たいこく台は中央の官省、または高官、台閩・台省で朝廷を指す) 現行三国志テキストは△邪馬壹国▽標記だがこれが遡れるのは十二世紀まで、後漢書は變則的に三国志の後で五世紀に編纂されたが、それには△邪馬壹国▽とあり、また、隋書にも△邪馬壹国▽とあり写本として伝わってきた邪馬壹国の表記を疑ってはいない。⑬伊支馬・彌馬升・彌馬獲支・奴佳觀(いしま・みまし・みまかし・ぬがて)

邪馬台国より先

(D) 次有斯馬国、次有已百支国、次有伊邪国、次有都支国、次有弥奴国、次有好古都国、次有不呼国、次有姐奴国、次有对蘇国、次有蘇奴国、次有呼邑国、次有華奴蘇奴国、次有鬼国、次有為吾国、次有鬼奴国、次有邪馬国、次有躬臣国、次有巴利国、次有支惟国、次有烏奴国、次有奴国、此女王境界所尽。其南有狗奴国、男子為王、其官有狗古智卑狗、不属女王。自郡至女王国万二千余里。

次に斯馬国有り。次に己百支国有り。次に伊邪国有り。次に郡支国有り。彌奴国有り。次に好古都国有り。不呼国有り。姐奴国有り。对蘇国有り。蘇奴国有り。次に呼邑国有り。華奴蘇奴国有り。鬼国有り。次に為吾国有り。鬼奴国有り。次に邪馬国有り。次に躬臣国有り。巴利国有り。次に支惟国有り。次に烏奴国有り。奴国有り。此れ女王の境界の尽くる所なり。其の南に狗奴国有り。男子を王と為す。其の官に狗古智卑狗有り。女王に属せず。郡自ら女王国に至ること万二千余里。

- ① 斯馬国(しま筑前志摩郡)
- ② 己百支国(いはき肥前磐田杵)
- ③ 伊邪国(いさ豊前宇佐)
- ④ 郡支国(くき筑前洞くき)
- ⑤ 彌奴国(みぬ肥前三根郡)
- ⑦ 好古都国(ここう肥後菊池郡)
- ⑧ 不呼国(ふこ島原伊福村)
- ⑨ 姐奴国(しやぬ日向狭野)
- ⑩ 对蘇国(とそ鳥栖)
- ⑪ 蘇奴国(そぬ肥前彼杵そのき)
- ⑫ 呼邑国(こゆ日向見邑)
- ⑬ 華奴蘇奴国(かぬそぬ肥前神崎)
- ⑭ 鬼国(き肥前小城おき郡)
- ⑮ 為吾国(ぬこ筑後生葉郡)
- ⑯ 鬼奴(きぬ肥後菊池郡城野きの)
- ⑰ 邪馬国(やめ筑後八女)
- ⑱ 躬臣国(くし豊後玖珠都くす)
- ⑲ 巴利国(はり肥後波良はら)
- ⑳ 支惟国(きゐ肥前基肆郡)
- ㉑ 烏奴国(うぬ筑前大野)
- ㉒ 奴国(ぬ肥後大野村) 前行までは九州説

次行以降は奈良大和説

- ② 斯馬国 (しま周防木島郡) ② 己百支国 (いはき周防石城) ③ 伊邪国 (いや伊予国) ④ 郡支国 (はくし波区芸国) ⑤ 彌奴国 (みの備前御野) ⑦ 好古都国 (こうこ備前和気香止かかと) ⑧ 不呼国 (ふく備前邑久) ⑨ 姐奴国 (そぬ周防都濃郡) ⑩ 对蘇国 (とそ土佐) ⑪ 蘇奴国 (そぬ讃岐) ⑫ 呼邑国 (こゆ伊予桑村) ⑬ 華奴蘇奴国 (かめそめ伊予 神野伊曾乃神) ⑭ 鬼国 (き安芸) ⑮ 為吾国 (みこ播磨 英賀あが) ⑯ 鬼奴国 (きめ讃岐 柞田くぬた) ⑰ 邪馬国 (やま播磨野磨) ⑱ 躬臣国 (くし播磨柳淵くしぶち) ⑲ 巴利国 (播磨) ⑳ 支惟国 (きる吉備) ㉑ 烏奴国 (うぬ備後安那郡) ㉒ 奴国 (ぬ肥後大野村)
- 23 狗奴国 (くぬ肥後球磨郡 日向 大隈 薩摩 熊野 尾張) 24 狗古智卑狗 (きぐちひこ) 25 斯馬国以下の傍国 △ 即ち邪馬台国より南、または東 △ は戸数・道里等遠絶で詳らかでない

第二部 倭の社会、風習、自然、産物

(E) 男子無大小皆黥面文身。自古以來、其使詣中国、皆自称大夫。夏后少康之子封於会稽、断髮文身以避蛟竜之害。今倭水人好沈没捕魚蛤、文身亦以厭大魚水禽、後稍以為飾。諸国文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有差。計其道里、当在会稽、東冶之東。其風俗不淫、男子皆露紒、以木縣招頭。其衣横幅、但結束相連、略無縫。婦人被髮屈紒、作衣如單被、穿其中央、貫頭衣之。

男子は大小と無く、皆黥面文身す。古自りこのかた、其の使いの中国に詣でるや、皆自ら大夫と称す。夏后少康の子、会稽に封ぜられるるや、断髮文身して以って蛟龍の害を避く。今、倭の水人、好んで沈没して、魚蛤を捕う。文身は亦以って大魚・水禽を厭う。後やや以って飾りと為す。諸国の文身各々異なり、或いは左にし、或いは右にし、或いは大に或いは小に、尊卑差有り。其の道里を計るに、当に会稽の東冶の東に有るべし。其の風俗は淫らならず。男子は皆露紒し、木縣を以って頭に招け、其の衣は横幅、ただ結束し相連ね、ほほ縫うこと無し。婦人は被髮屈紒し、衣を作ること単被の如く、其の中央を穿ち、頭を貫きて之を衣る。

① 皆黥面文身 (げいめんぶんしん) 顔と体への入れ墨、大魚、水鳥や蛇を脅すための南方系海人の風習。史記に吳越の地は竜の文身を施すとある。また蝦夷も黥面文身をしており、大伴氏や隼人も初期は黥面文身をしていた。記紀記述。断髮も含め河姆渡遺跡を起源とする揚子江下流を中心とした倭族では一般的。モンゴルツングース系のみぞででないことに注意。弥生以降、大陸渡来系の人々にはない習俗、近年琉球・台湾で消滅し雲南省の独竜族に残る。② 大夫 (たいふ) たいふ秦漢以降は官位でなくなったが、五級の爵を大夫と呼称。習慣的に小国の使者として使用。③ 夏后少康 (かこうしょうこう) 少康は夏王朝の第五代相の子、滅亡から夏王朝を復興し、その子を初代禹にちなんでその会葬の地、会稽に封じて文身。断髮させた、これが文身の起源とされる。④ 当に会稽の東冶の東に有るべし (とうきにかいけいとうやのとうにありべきの断定の仕方) 東冶は現在の福州。その東は尖閣。那覇あたりになる。⑤ 断髮 (だんぱつ) だんぱつもワ族を中心とした南方少数民族の風習、みずらが観察されていないことに注意。⑥ 露紒 (ろけい) ろけい冠を被らず髪を露出している様。⑦ 木縣 (もくけん) もくめん木綿のこと、後の曼帯の習俗の前駆。⑧ 横幅 (おうぷく) 腰巻。⑨ 被髮 (ひはつ) 髪を自然に伸ばす。⑩ 屈紒 (くつげい) くつげい髪をまげ結ぶこと。⑪ 頭を貫きて (あたまを貫きて) 貫頭衣。現在では雲南省佤族、タイミャンマーの倭族の一派であるラフ族、カレン族が着用、かつては海南島の黍族リー族も着用。

種禾稻、紵麻、蚕桑、緝績、出細紵、練絲。其

(F) 地無牛馬虎豹羊鵠。兵用矛、楯、木弓。木弓短下長上、竹箭或鉄鏃或骨鏃、所有無与儻耳・朱崖同。倭地温暖、冬夏食生菜、皆徒跣。有屋室、父母兄弟臥息異处、以朱丹塗其身体、如中国用粉也。食飲用籩豆、手食。其死、有棺無槨、封土作冢。始死停喪十余日、当時不食肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒。已葬、孀家詣水中澡浴、以如練沐。其行来渡海詣中国、恒使一人、不梳頭、不去蟣蝨、衣服垢汚、不食肉、不近婦人、如喪人、名之為持衰。若行者吉善、共願其生口財物、若有疾病、遭暴害、便欲殺之、謂其持衰不謹。

禾稻・紵麻を種え、蚕桑緝績し、細紵・練絲を出だす。其の地には牛・馬・虎・豹・羊・鵠無し。兵には矛・盾・木弓を用う。木弓は下を短く上を長くし、竹箭は或いは鉄鏃、或いは骨鏃なり。有無する所、儻耳・朱崖と同じ。倭の地は温暖にして、冬・夏生菜を食す。皆徒跣なり。屋室有り。父母兄弟の臥息処を異にす。朱丹を以って其の身体に塗る、中国の粉を用いる如し。食飲には籩豆を用い、手をもて食う。其の死するや棺有れども槨無く、土を封じて塚を作る。始めて死するや、停喪すること十余日なり。時に当りて肉を食わず。喪主哭泣し、他人就いて歌舞し飲酒す。已に葬るや、家を挙げて水中にいたりて澡浴し、以って練沐の如くす。其の行来して海を渡り、中国にいたるには、恒に一人をして頭を梳らず。蟣蝨を去らせず、衣服垢汚し、肉を食わせず、婦人を近づけず、喪人の如くせしむ。之を名つけて持衰と為す。若し、行く者吉善なれば、共にその生口・財物を願し、若し疾病有り、暴害に遭わば便ち之を殺さんと欲す。其の持衰謹まずと謂えはなり。

- ①禾稻 (かとう) 稲のこと、日本の種ジャポニカは丸型で華中、朝鮮沿岸經由。これに対してインディアは狭長で華南以南に存在する。
- ②紵麻 (ちよま) 麻織物、正確には紵麻からむシラクサ科の纖維。大麻とは異なる。
- ③緝績 (しゅうせき) 織り紡ぐ。
- ④細紵 (さいちよ) 質のよい麻。
- ⑤練絲 (けんめん) 絹と真綿。
- ⑥鵠 (かく) じゃく朝鮮カラス、別称カサギ慶尚道方言カンチエギ由来、佐賀平野に分布生息。
- ⑦木弓 (もこう) は下を短く、日本の弓の特徴として手で持つところのゆづかがやや下にある。香川の銅鐸絵画、現代弓道でも同じ。
- ⑧儻耳 (たんじ) しゅがい共に海南島に置かれた郡。
- ⑨徒跣 (たせん) とせん、はだしのこと。
- ⑩朱丹 (しゆたん) しゅたん、硫化水銀又は丹。
- ⑪籩豆 (ひんとう) 祭器用の器、ここでは高杯を指す。
- ⑫棺 (くわん) 榑築墳丘墓では木棺は朽ちているがそれを納めた塚とは残存していた。
- ⑬塚 (つか) ちよう塚のこと穴を掘り入棺し封土を盛り上げただけのもの、周囲を築土造成した墳と異なる。
- ⑭停喪 (ていそう) ていそう。
- ⑮澡浴 (そうよく) 水あみと洗髪、清め。
- ⑯練沐 (れんもく) れんもく行としての水浴、清め。
- ⑰蟣蝨 (きしつ) しらみのこと。
- ⑱願 (がん) むくろ。

産物と風俗や民族性、租税・刑罰、規律・規範

(G) 青玉。其山有丹、其木有栝・杼・豫樟・榲・檉・投櫃・鳥号・楓香、其竹篠・箝・桃支。有臺・橘・椒・囊荷、不知以為滋味。有獼猴、黑雉。其俗举事行来、有所云為、輒灼骨而卜、以占吉凶、先告所卜、其辞如令龜法、視火坼占兆。其会同坐起、父子男女無別、人性嗜酒。見大人所敬、但搏手以当跪拜。其人寿考、或百年、或八九十年。其俗、国大人皆四五婦、下戸或二三婦。婦人不淫、不妒忌。不盜竊、少靜訟。其犯法、輕者没其妻子、重者滅其門戸。及宗族尊卑、各有差序、足相臣服。収租賦。有邸闔国、国有市、交易有無、使大倭監之。

真珠・青玉を出す。其の山には丹有り。其の木には、柚・杼・豫樟・榉・榿・欒・烏号・楓香有り。其の竹には篠・簕・桃支・薑・橘・椒。蕪荷有るも、以って滋味となすを知らず。獼猴・黒雉有り。其の俗拳事行来に、云為する所あれば、輒ち骨を灼きて卜し、以って吉凶を占い、先ず卜する所を告ぐ。その辞は令龜の法の如く、火垢を觀て兆を占う。其の会同・座起には、父子男女の別無し。人性酒を嗜む。大人の敬する所を見れば、但手を搏ち以て跪拜に當つ。其の人寿考、或いは百年、或いは八、九十年。其の俗、国の大人は皆四、五婦、下戸も或いは二、三婦。婦人淫せず、妬忌せず、盜竊せず、誣訟少なし。其の法を犯すや、輕き者は其の妻子を没し、重き者は其の門戸及び宗族を没す。尊卑各々差序有り、相臣服するに足る。租賦を収む、邸閭有り、国、国市有り。有無を交易し、大倭をして之を監せしむ。

① 青玉(青めのう) ② 楠(だん楠) 暖温帯照葉樹林に属し最も巨木になる割り舟の材料 ③ 杼(ちよどんぐりの木、ここでは椎、樹高二十五mに達する暖温帯照葉樹林に属す。平野部に多い) ④ 豫樟(よしようタブノ木、ここに似ているが楠よりも暖かい沿岸部に多い、樹高三十mに達す) ⑤ 榉(ぼう大木としては椋ノ木か? 椋といふ説もあるが分布が異なる) ⑥ 榿(れきクヌギ暖温帯照葉樹林に属し陽当りのよい開けた場所に生育) ⑦ 投(と)うきょう檜の種類、イチガシ、アカガシ、シラカシ、ウラジロカガシ、アラカシ等、いずれも二十m近い樹高、常緑広葉樹で高緯度まで生育 ⑧ 烏号(うごう山桑のこと大木にもなり、木の材料ともされた) ⑨ 楓香(ふうこう楓、常緑広葉樹で一般には楠、タブノ木とは混在しないが、イロハロモミジは混在する) ⑩ 篠(篠竹) ⑪ 簕(かん不明) ⑫ 桃支(とうしつ不明) ⑬ 薑(きょう生姜) ⑭ 橘(きつたちばな) ⑮ 椒(あしゅう山椒) ⑯ 荷(あじょうか茗荷) ⑰ 獼猴(猿の一種) ⑱ 黒雉(ふつうの雉、白雉に対する) ⑳ 拳事(仕事や事業を開始する) ㉑ 二云為(二云う事為す事) ㉒ 骨を灼きて(古事記にある太占ふとまにの事、鹿の骨を灼いて卜する、現在も群馬富岡上野眞前神社△一の宮▽では毎年十二月と正月に鹿占神事が行われている。龜甲を灼いて卜する占いは大宝律令の頃には行われていた) ㉓ 火垢(かたく灼いて生じる裂け目) ㉔ 大人(地位のある人) ㉕ 門戸(一般庶民) ㉖ 宗族(一族) ㉗ 臣服(臣下となって従い仕える) ㉘ 邸閭(糧食を蓄える倉庫) ㉙ 大倭(一般には邪馬台国のことだが、古事記には人名としてかなり散見される) ㉚ 監する(取り締まる)

邪馬台国の治安や対人的規範

(H) 一自女王国以北、特置一大率、¹¹³檢察諸国、諸国畏憚之。常治伊都国、¹¹⁴於国中有如刺史。王遣使詣¹¹⁵京都・带方郡・諸韓国、及郡使倭国、皆臨津搜露、¹¹⁶伝送文書賜遺之物詣女王、不得差錯。下戸¹¹⁷与大人相逢道路、¹¹⁸逡巡入草。伝辞説事、或蹲或跪、¹¹⁹両手抛地、為之恭敬。対応声曰噫、¹²⁰比如然諾。

女王国自り以北には、特に一大率を置き、諸国を檢察せしむ。諸国之を畏憚す。常に伊都国に治す。国中に於いて刺史の如き有り。王、使を遣わして京都・带方郡・諸韓国に詣り、及び郡の倭国に使用するや、皆津に臨みて搜露し、文書・賜遺の物を伝送して女王に詣らしめ、差錯するを得ず。下戸、大人と道路に相逢えば、逡巡して草に入り、辞を伝え事を説くには、或いは蹲み或いは跪き、両手は地に抛り、之が恭敬を為す。対応の声を噫と曰う、比するに然諾の如し。

①大率(地方派遣の長官職中国的呼称) ②檢察(犯罪と調査し証拠を収集) ③畏憚(いたん畏ればばかる) ④刺史(しし)前漢での諸国督察の官 ⑤京都(けいと洛陽のこと) ⑥郡(帯方郡のこと) ⑦搜露(探し明らかにする) ⑧賜遺の物(しいの物、贈り物) ⑨差錯(いりみだれる) ⑩逡巡(後ずさりする) ⑪躄み(跳き) ⑫对応(向き合う) ⑬噫(ああ、あい、物事に感じて出す声) ⑭然諾(ぜんたく承諾) 邪馬台国の政治制度と再び地理

(I) 其国本亦以男子为王、住七八十年、倭国乱、相攻伐歴年、乃共立一女子为王、名曰卑弥呼、事鬼道、能惑衆、年已長大、無夫婿、有男弟佐治国。自为王以来、少有見者。以婢千人自侍、唯有男子一人給飲食、伝辞出入。居处宮室楼觀、城柵嚴設、常有人持兵守衛。

女王国東渡海千余里、復有国、皆倭種。又有侏儒国在其南、人長三四尺、去女王四千余里。又有裸国、黒齒国復在其東南、船行一年可至。参問倭地、絶在海中洲島之上、或絶或連、周旋可五千余里。

其の国、本亦男子を以つて王と爲し、住まること七、八十年。倭国乱れ、相攻伐すること歴年、乃ち共に一女子を立てて王と爲す。名付けて卑弥呼という。鬼道に事え、能く衆を惑わす。年已に長大なるも、夫婿なく、男弟あり、佐けて國を治む。王と爲りし自り以来、見る有る者少なく、婢千人を以て自ら侍せしむ。唯、男子一人有り、飲食を給し、辞を伝え居処に出入りす。宮室・楼觀・城柵、嚴かに設け、常に人有、兵を持して守衛す。女王の国の東、海を渡る千余里、復た国有り、皆倭種なり。又侏儒国有り、其の南に有り。人の長三、四尺、女王を去る四千余里。又裸国・黒齒国有り、復た其の東南に有り。船行一年にして至るべし。倭の地を参問するに、海中洲島の上に絶在し、或いは絶え或いは連なり、周旋五千余里ばかりなり。

- ① 卑弥呼(ひめみこ)曰女巫子(ひめこ)姫子(きこ) ② 鬼道(きどう) 鬼神と交わりシャイマンとして神託をもたらす ③ 男弟(おとこ) 祭政二重主権者 沖縄などでは古く男子が姉妹のオナリ神によって守られる風習がある ④ 楼觀(ろうくわん) 卑弥呼の居住する宮殿もしくは神殿 ⑤ 朱儒国(しゆじゆこく) こびとの国一般に南方程背が低い 四千里は魏の尺度で約百七十キロ ⑥ 裸国(はだかこく) 黒齒国(くろこまこく) 南方では裸に近い格好 檳榔子を噛み歯が黒く染まる習慣もあった 参問(さんもん) あずかり調べる ⑦ 洲島(しゅうとう) 海の孤絶した陸 ⑧ 周旋(しゅうせん) 巡り廻る

第三部 魏と邪馬壹國 △邪馬壹國 ▽との外交關係

(J) 景初二年六月、倭女王遣大夫難升米等詣郡、求詣天子朝献、太守劉夏遣吏将送詣京都。其年十二月、詔書報倭女王曰「制詔親魏倭王卑弥呼、帯方太守劉夏遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利奉汝所献男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈、以到。汝所在踰遠、乃遣使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀汝。今以汝為親魏倭王、假金印紫綬、装封付帯方太守假授汝。其綬撫種人、勉為孝順。汝來使難升米、牛利涉遠、道路勤勞、今以難升米為率善中郎将、牛利為率善校尉、假銀印青綬、引見勞賜遣還。」

景初二年六月、倭の女王、太夫難升米等を遣わし郡に詣り、天子に詣りて朝獻せんことを求む。太守劉夏、使を遣わし、將つて送りて京都に詣らしむ。其の年十二月、詔書して倭の女王に報して曰く、＝親魏倭王卑弥呼＝に制詔す。帯方の太守劉夏、使を遣わし汝の大夫難升米・次使都市牛利を送り、汝獻する所の男生口四人・女生口六人・班布二匹二丈を奉り以て到る。汝が在る所遙かに遠きも、乃ち使を遣わし貢獻す。是、汝の忠孝、我れ甚だ汝を哀れむ。今汝を以つて＝親魏倭王＝と為し金印紫綬を假し、装封して帯方の太守に付し假綬せしむ。汝、其れ種人を假撫し、勉めて孝順を為せ。
 汝が来使の難升米・牛利は遠きを涉り、道路に勤勞す。今、難升米を以つて率善中郎將と為し、牛利は率善校尉と為し、銀印・青綬を假し、引見勞賜し遣わす。

①景初二年(西曆二二九年) ②難升米(なしめ・なしまい) ③郡(こゝでは帯方郡) ④將つて(ともなつて) ⑤京都(けい)いと洛陽(らく)のこと ⑥詔書(てんののおぼしめしを記した書) ⑦都市牛利(つしべり、つスグリならつ村主) ⑧生口(せいこう)捕虜(ほろ)から奴隸(ぬれい)とされた人 ⑨班布(はんぷ)縞(こ)あるいは緋(ひ)の織物 ⑩哀れむ(いつくしむ) ⑪假す(か)假し与(よ)える ⑫装封(さうふう)つとめて閉(と)じる ⑬假綬(かじゆ)假に授ける ⑭種人(たねびと)同一種族(どういつしゆ)の人 ⑮假撫(かぼ)すいぶ安んじて勞(らう)わる ⑯孝順(かうじゆん)父母(ふぼ)に氣(き)に入るように仕(つか)へる ⑰率善中郎將(すつぜんちゆうじやう)宮城護衛(みやじよゑゐ)の長(ちやう)で異民族(いみんじく)に与(よ)えられた武官名(ぶくわん) ⑱率善校尉(すつぜんかうゐ)大隊(たいたい)の長(ちやう)で異民族(いみんじく)に与(よ)えられた武官名(ぶくわん) ⑲勞賜(らうみ)らうし勞(らう)つて物(もの)を賜(たま)ふ

最初の勞賜物

(K) 荷絳¹¹¹五十四匹、紺青¹¹²五十四匹、答汝所獻貢直。又特賜汝紺地句文錦¹¹⁷三匹・細班華屬¹¹³五張・白絹¹¹⁴五十四匹・金八兩・五尺刀¹¹⁵二口・銅鏡¹¹⁶百枚・真珠¹¹⁸・鉛丹¹¹⁹各五十斤、皆装封付難升米、牛利還到錄受。悉可以示汝国中人、使知国家哀汝、故鄭重賜汝好物也。」

今以絳地交竜錦¹¹⁰五匹、絳地縹粟屬¹¹²十張、

今 絳地交竜錦¹¹⁰五匹・絳地縹粟屬¹¹²十張・荷絳¹¹¹五十四匹・紺青¹¹²五十四匹を以つて、汝が獻する所の貢直に答つ。また特に汝に紺地句文錦¹¹⁷三匹・細班華屬¹¹³五張・白絹¹¹⁴五十四匹・金八兩・五尺刀¹¹⁵二口・銅鏡¹¹⁶百枚・真珠¹¹⁸・鉛丹¹¹⁹各五十斤を賜い、皆装封して難升米・牛利に付す。還り到らば錄受し、悉く以て汝の国中の人々に示し、国家が汝を哀れむを知らしむべし。故に鄭重に汝に好物を賜うなり」と。

- ①絳地(こうち)こち赤い色をしたもの ②交竜錦(かうりゆうきん)咬竜の模様のある錦 ③縹粟屬(しやうそくけい)細かく縮んだ毛織物 ④張(ちやう)幕などを数える数詞 ⑤荷絳(かじゆ)せいこう鮮やかな茜色の織物 ⑥紺青(こんせい)顔料の一つ 群青の一層濃い色 ⑦貢直(かうぢく)こちよく私心のない貢 ⑧句文錦(くぶんきん)くぶんきん曲がりくねった紋のある錦 ⑨細班(さいはん)細かいただら ⑩華屬(かじゆ)かけい華やかな色の毛織物 ⑪銅鏡(どうきやう)卑弥呼の鏡と称されるもの ⑫鉛丹(えんたん)四酸化鉛 蜜柑色を呈する ⑬錄受(ろくじゆ)書面に記して受取る ⑭鄭重(ていじゆう)ねんじゆう

(L) 正始元年、太守弓遵遣建中校尉梯儻等奉詔書印綬詣倭国、拜倭王、并齎詔賜金・帛・錦・刀・鏡・采物、倭王因使上表答謝恩詔。其四年、倭王復遣使大夫伊声耆、掖邪狗等八人、上献生口・倭錦・絳青縑・絳衣・帛布・丹木・狢・短弓矢。掖邪狗等耆拜率善中郎将印綬。其六年、詔賜倭難升米黄幢、付郡假授。其八年、太守王頌到官。倭女王卑弥呼与狗奴国男王卑弥弓呼素不和、遣倭載斯、烏越等詣郡說相攻撃状。遣塞曹掾史張政等因齎詔書、黄幢、拜假難升米為檄告諭之。

正始元年、太守の弓遵、建中校尉の梯儻 等を遣わし、詔書・印綬を奉じて倭国に詣り、倭王に拜仮し、並に詔を齎し金・帛・錦・刀・鏡・采物を賜う。倭王は使いに因りて上表し詔恩に答謝す。

其の四年、倭王は復大夫の伊声耆・掖邪狗等八人を遣使し、生口・倭錦・絳青縑・絳衣・帛布・丹木・狢・短弓矢を上献す。掖邪狗等は率善中郎将の印綬を耆拜す。

其の六年、詔して倭の難升米に黄幢を賜い、郡に付して仮授す。其の八年、太守の主頌、官に到る。倭の女王、卑弥呼、狗奴国の男王、卑弥弓呼と素より和せず。倭は載斯・烏越等を遣わし郡に詣り相攻撃する状を説く。塞曹掾史の張政等を遣わし、因りて詔書・黄幢を齎し、難升米に拜仮し檄を為りて告諭す。

① 正始元年(西暦二四〇年) ② 弓遵(きゆうじゆん) ③ 建中校尉(けんちゆうこうじゆう) ④ 梯儻(ていとう) ⑤ 齎(し) ⑥ 采物(さいぶつ) ⑦ 伊声耆(いせき) ⑧ 掖邪狗(いせき) ⑨ 狢(え) ⑩ 短弓矢(たんこうし) ⑪ 絳青縑(じやうせいけん) ⑫ 絳衣(じやうい) ⑬ 丹木(たんぼく) ⑭ 狢(え) ⑮ 短弓矢(たんこうし) ⑯ 黄幢(わうちゆう) ⑰ 魏の軍旗(ゑいのかほ) ⑱ 王(わう) ⑲ 卑弥呼(ひみこ) ⑳ 載斯(さいし) ㉑ 烏越(うゑつ) ㉒ 塞曹掾史(さいそうせんし) ㉓ 郡国(ぐんこく) ㉔ 諸々の行政部門(しよしよのぎやうせいぶもん) ㉕ 分掌(ぶんしやう) ㉖ 属官(じゆくわん) ㉗ 檄(げき) ㉘ 触れ文(ふれぶん) ㉙ 特に(とくに) ㉚ 軍書(ぐんしよ) ㉛ 多い(おほい)

が置かれ在地の有力者が任用された(2) 檄(げき) 触れ文(ふれぶん) 特に(とくに) 軍書(ぐんしよ) が多い(おほい)

卑弥呼の死と登与の共立

卑弥呼以死、大作家、径百余步、狗葬者奴婢百余人。

(M) 更立男王、国中不服、更相誅殺、当時殺千余人。復立卑弥呼宗女耆与、年十三为王、国中遂定。政等以檄告諭耆与、耆与遣倭大夫率善中郎将掖邪狗等二十人送政等還、因詣台、献上男女生口三十人、貢白珠五千、孔青大句珠二枚、異文雜錦二十四匹。

卑弥呼以て死す。大いに冢を作り、径百余步、狗葬者の奴婢、百余人なり。更りて男王を立てるも国中は服わず、更々相誅殺し、当時千余人を殺す。復、卑弥呼の宗女の耆与△台与▽を立て、年十三にして王と為り、国中遂に定まる。政等は檄を以つて耆与△台与▽に告諭す。

耆与△台与▽は倭の大夫、率善中郎将の液耶狗等二十人を遣わし、政等の還るを送る。因りて台に詣り、男女生口三十人を献上し、白珠五千・孔青大句珠二枚・異文雜錦二十四匹を貢ぐ。

① 卑弥呼以て死す、狗奴国との戦さの責めで殺されたという説もある、西暦二四八年に当る、②冢、ちよう塚
穴を掘り棺を入れ封土をしたもの、墳とは異なる、③径、直径のこと、対象物は方形ではなく円形を想定、④
歩、三百歩、が一里、短歩で二十五cm、径二十五m余り、長歩で百四十五cm、径百四十五m余り、魏では短
歩、近年箸墓古墳が擬せられるが、楯築墳丘墓の方が妥当、⑤殉葬者、殉葬は特異的、一般的という証拠はな
い、⑥香与、台与、十三歳で共立される、卑弥呼が神宮皇后や倭迹迹日百襲媛命というに比定されるように、
倭迹迹日百襲媛や台与は豊鍬入姫命に比定される、⑦掖邪狗、えやく、⑧台、だい朝廷、役所、⑨白珠、真珠
か？、⑩孔青、こうせい深い青色、⑪大勾珠、だいこうしゅう句は勾の誤り、大きな勾玉、⑫異文雑錦、いぶん
ざっきんあやを異にしたあらい錦、